

# 令和7年度第1回埼玉県児童福祉審議会議事録

## 令和7年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和7年6月3日（火）

15時00分～15時40分

場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 委員長の選出
- 4 副委員長の選出
- 5 審議事項
  - (1) 児童養護部会、意見聴取部会及び認可部会所属委員の決定
  - (2) 児童養護部会の審議経過について
  - (3) 意見聴取部会の審議経過について
  - (4) 認可部会の審議経過について
- 6 閉会

出席委員（15名） ※ 50音順

石丸靖子	委員	浦松晶	委員
金子利恵	委員	柴崎玲子	委員
菅原文仁	委員	関根信明	委員
田口伸	委員	竹内由紀	委員
寺蘭さおり	委員	長根亜紀子	委員
福田由美子	委員	保角美代	委員
本田尚美	委員	峯真人	委員
横溝英明	委員		

欠席委員（2名） ※ 50音順

新井康之	委員	若山清和	委員
------	----	------	----

◎ 開会

○ 司会（こども政策課 今井副課長）

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私はこども政策課の今井と申します。本日は改選後初めての審議会でございますので、委員長選出までの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。資料に不足がございましたら、事務局までお申し付けください。リアクションやチャット等を送っていただければ対応いたしますので、お申し付けください。

続きまして、当審議会は、児童福祉法第8条に基づき、児童福祉に関する事項などを調査審議するために設置されております。委員の任期は2年間となっており、5月27日から2年間、皆様方には児童福祉審議会委員としてお力添えいただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

さて、開会に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則により会議は公開とし、出席委員の3分の2による議決があった場合は公開しないことができるとされております。本日の会議は原則に基づき公開となっておりますので御了承ください。

◎ 福祉部長あいさつ

○ 司会

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の岸田から御挨拶申し上げます。

○ 岸田福祉部長

福祉部長の岸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には公私ともに大変お忙しいところ、本日は、埼玉県児童福祉審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には委員への御就任をお引き受けいただきまして、心から感謝申し上げます。

本審議会は、児童福祉法に基づきまして設置されております、県の附属機関でございます。児童福祉や子育て支援施策の推進に関する事項につきまして御審議いただいております。

審議会には、児童相談所の設置等に関する審議を行う養護部会、措置の実施及びその実施中の処遇に対する児童の意見・意向に関する審議を行う意見聴取部会、それから保育所や認定こども園の認可等に関する審議を行う認可部会の3部会がございまして、今回はそれぞれの審議内容につきまして御報告させていただきます。

また、現在、委員の人数は17名でございますが、新たにこども・若者枠の公募委員の選定を行っておりまして、今後、委員の人数は18名となる予定でございます。こども・若者枠の委員につきましては、次回の児童福祉審議会から御参加いただく予定でございます。

本県では、令和6年10月にこども・若者に関する施策を推進する「埼玉県こども・若者基本条例」が施行されまして、さらにその後、令和7年3月に県議会での審査を経て、「埼玉県こども・若者計画」を策定いたしました。策定に御協力いただきました委員におかれましては、感謝申し上げます。本計画に基づきまして、こどもや若者、子育てする方々などが幸せに過ごすことのできる「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

委員の皆様には、児童福祉に関する施策の推進のため、お力添えをいただきますよう、心からお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 委員紹介

○ 司会

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。お配りした資料1－3埼玉県児童福祉審議会委員名簿を御覧ください。五十音順にお名前をお呼びいたします。改選後初めての審議会となりますので、一言ずつ御挨拶を頂戴できればと思います。

石丸靖子様。

○ 石丸委員

さいたまユースサポートネット就労支援事業の統括責任者をしております、石丸靖子と申します。こども・若者支援を、さいたま市見沼区を拠点として行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会

金子利恵様。

○ 金子委員

こんにちは、久喜市の認定こども園で園長をしております、金子利恵です。審議会に出席することで貴重なお話を聞いて、いろいろ勉強させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○ 司会

柴崎玲子様。

○ 柴崎委員

深谷市に本部があります、社会福祉法人栃の木福祉会の柴崎です。さいたま市に1園、深谷市に2園、こども園と保育園を運営しております。よろしくお願いいたします。

○ 司会

関根信明様。

○ 関根委員

こんにちは、埼玉県議会議員の関根信明でございます。令和7年度福祉保健医療委員長を仰せつかっております。先ほど福祉部長からお話ございましたとおり、県議会でこども・若者基本条例を作らせていただいたところで、これからはしっかりと進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会

田口伸様。

○ 田口委員

こんにちは。公益社団法人埼玉県社会福祉士会という職能団体の事務局長をしております、田口でございます。よろしくお願いいたします。

○ 司会

竹内由紀様。

○ 竹内委員

こんにちは、弁護士の竹内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 司会

寺菌さおり様。

○ 寺菌委員

こんにちは、埼玉大学教育学部で保育士と幼稚園教諭を養成しております、寺菌さおりと申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 司会

福田由美子様。

○ 福田委員

こんにちは、埼玉県家庭教育振興協議会の理事をしております、福田由美子と申します。よろしくお願ひいたします。

○ 司会

保角美代様。

○ 保角委員

こんにちは。一般社団法人埼玉県里親会で理事長をしております、保角と申します。よろしくお願ひいたします。

○ 司会

本田尚美様。

○ 本田委員

こんにちは、埼玉県ひとり親福祉連合会の事務局長の本田と申します。よろしくお願ひいたします。

○ 司会

峯眞人様。

○ 峯委員

峯でございます。私は小児科医でございまして、医師会からこちらに推薦していただき出させていただいています。さいたま市岩槻区で小児科を開業しておりますが、埼玉県の小児保健協会という、いろんな職能団体の方が出られる会の責任者もしております。ここでいろいろなことをまた学ばせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 司会

横溝英明様。

○ 横溝委員

埼玉県児童福祉施設協議会 調査研究委員長の横溝です。熊谷市にある児童養護施設おおりの施設長をしております。よろしくお願ひいたします。

○ 司会

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 事務局紹介

○ 司会

次に、本日出席しております、事務局の主な職員を紹介させていただきます。

尾崎こども政策局長でございます。

○ 尾崎こども政策局長

尾崎です。よろしくお願いいたします。

○ 司会

瀧澤こども政策課長でございます。

○ 瀧澤こども政策課長

瀧澤です、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会

山崎こども支援課長でございます。

○ 山崎こども支援課長

はい、山崎です。よろしくお願いいたします。

○ 司会

多久島こども安全課長でございます。

○ 多久島こども安全課長

はい、多久島です。よろしくお願いいたします。

◎ 出席状況報告

○ 司会

続いて、この審議会の定足数について御説明いたします。本審議会は委員17名中過半数の出席で成立するものでございます。

ただいま長根委員がいらっしゃいましたので、早速ですけれども、委員の皆さまの御紹介と一言御挨拶をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。長根亜紀子様です。

○ 長根委員

遅くなって申し訳ありません、委員の長根亜紀子と申します。越谷で、南埼玉病院といずみクリニックで医師をやっております。よろしくお願いいたします。

○ 司会

よろしくお願いいたします。

長根委員も出席されまして、委員17名中13名に御出席いただいている状況で、過半数を超えておりますので、本日の埼玉県児童福祉審議会は規則第6条第2項の規定により審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお本日は、新井康之委員、若山清和委員が欠席されております。

また、浦松晶委員、菅原文仁委員は若干遅れて御出席の予定となっております。

◎ 委員長の選出

○ 司会

それでは、次第の3、委員長の選出に移らせていただきます。委員長及び副委員長の選出につきましては、児童福祉法第9条第4項に基づきまして、委員の皆様の互選によることとなっております。委員長の選出について指名か選挙か御意見ございますでしょうか。

本田委員、お願いします。

○ 本田委員

指名が良いと思います。

○ 司会

本田委員、ありがとうございます。他に御意見ありますでしょうか。

他に御意見ないようでしたら指名とさせていただきます。続いて、どなたか候補者の御推薦はございますでしょうか。

本田委員、お願いします。

○ 本田委員

委員長は、児童福祉に関する経験と広い見識をお持ちの田口委員にお願いすることが適当だと思いますが、いかがでしょうか。

○ 司会

ありがとうございます。ただいま本田委員から田口委員に委員長をお願いしたらどうかという御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

[ 複数の委員から「異議なし」と発言あり ]

○ 司会

委員の皆様、ありがとうございます。それでは御了承いただきましたので、委員長は田口委員にお願いすることとしたいのですが、田口委員、いかがでしょうか。

○ 田口委員

はい、承知しました。

[ 田口委員長、委員長席へ移動 ]

○ 司会

それでは、委員長が決まりましたので、早速ですが、田口委員長に御就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

委員長の御挨拶の前に、菅原委員が到着されましたので御紹介いたします。菅原委員、本日第1回の審議会ということで、皆様から一言御挨拶をいただいております。菅原委員、よろしく願いいたします。

○ 菅原委員

はじめまして、戸田市長の菅原でございます。今期も児童福祉審議会の委員を仰せつかりました、よろしく願いいたします。遅れて大変申し訳ございませんでした。

○ 司会

続きまして、田口委員長、委員長御就任の御挨拶をお願いいたします。

○ 田口委員長

はい、ただいま皆さんから御推挙いただきまして、引き続き委員長の職を務めさせていただきます、田口です。よろしく願いいたします。

私は元々県職員として、児童福祉、高齢者福祉の關係を中心に仕事を行ってまいりました。退職後は、社会福祉法人の高齢者施設運営などについても経験をさせていただきました。また、ただいま埼玉県の子どもの権利擁護委員会の委員も務めさせていただいております。

前期では、こども・若者計画の策定に関して皆さんから活発な御意見をいただき、計画も無事策定されまして、これからは実施状況を踏まえて、幅広い皆様方からまた意見をいただきながら、審議会を運営してまいりたいと思います。御協力のほどよろしく願いいたします。お願いを申し上げます、私からの挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○ 司会

ありがとうございました。それでは、ここからは埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、議事の進行を田口委員長をお願いいたします。

○ 田口委員長

はい、それでは会議次第に従いまして進行してまいります。

◎ 副委員長の選出

○ 田口委員長

次第の4、副委員長の選出です。副委員長の選出は、委員長の選出と同様に委員の皆様の互選によることとなっております。副委員長の選出について、指名か選挙か御意見ありますでしょうか。

保角委員、お願いします。

○ 保角委員

指名が良いと思います。

○ 田口委員長

ありがとうございます。他に御意見ありますでしょうか。無いようでしたら、指名とさせていただきます。どなたか、候補者の御推薦はございますでしょうか。

保角委員、お願いします。

○ 保角委員

副委員長は児童福祉に関する深い見識をお持ちの寺菌委員をお願いすることが適当だと思いますが、いかがでしょうか。

○ 田口委員長

ただいま、保角議員から寺菌委員に副委員長をお願いしたらどうかという御意見をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

[ 複数の委員から「異議なし」と発言あり ]

○ 田口委員長

よろしいでしょうか。それでは御了承いただけましたので、副委員長は、寺菌委員をお願いすることとしたいのですが、寺菌委員、いかがでしょうか。

○ 寺菌委員

承知いたしました。

○ 田口委員長

ありがとうございます。それでは、早速ですが、寺菌副委員長に御就任の御挨拶をお願いしたいと思いをします。

○ 寺菌副委員長

失礼いたします。このたび副委員長を仰せつかりました寺菌さおりと申します。前期から引き続き委員を務めさせていただいております。審議会を通して、改めて「こどもまんなか」を軸とした社会づくり、教育、福祉、医療の連携について考える機会をいただいております。引き続き、こどもの、そしてこどもを取り巻く環境、家族や福祉施設の職員の方々のウェルビーイングを皆様と一緒に考えていきたいと思っております。引き続き御助言賜りたく存じます、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

よろしく申し上げます。

◎ 議事録署名委員選出

○ 田口委員長

それでは、次第の5、審議事項に入る前に、埼玉県児童福祉審議会規則第10条に基づき、本日の議事録署名委員を指名いたします。横溝委員と柴崎委員をお願いすることといたします。横溝委員と柴崎委員には後日事務局から議事録の確認をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 審議事項（1）児童養護部会、意見聴取部会及び認可部会所属委員の決定  
児童養護部会所属委員の決定

○ 田口委員長

それでは、次第の5（1）、「児童養護部会、意見聴取部会及び認可部会所属委員の決定」に進みたいと存じます。

まず、児童養護部会の委員の決定を行います。審議会規則第7条の規定により、本審議会には「里親の認定」や「要保護児童に対する児童相談所の措置」などについて審議を行う児童養護部会を設置することとなっております。また、同条第2項により「部会に属する委員は委員長が指名する」とされております。

ここで事務局から児童養護部会委員（案）を画面上に表示いたしますので御覧ください。

[ 事務局から児童養護部会委員（案）を表示 ]

○ 田口委員長

児童養護部会では、里親の認定に関する事項や里親への委託、児童自立支援施設等の施設への入所等の措置を取る場合の意見などについて審議いたしますので、児童福祉・医療・法律に関する知識・経験を有する委員を指名させていただきます。「埼玉県児童福祉審議会 児童養護部会所属委員（案）」に記載した6名を児童養護部会に属する委員とさせていただきたいと思いをします。よろしくお願いいたします。

◎ 意見聴取部会所属委員の決定

## ○ 田口委員長

続きまして、意見聴取部会の委員の決定を行います。本審議会には、児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の意見または意向などについての審議を行う意見聴取部会を設置することとなっております。また、規則第7条第2項により「部会に属する委員は委員長が指名する」とされております。

ここで事務局から意見聴取部会委員（案）を画面上に表示いたしますので御覧ください。

[ 事務局から意見聴取部会委員（案）を表示 ]

## ○ 田口委員長

意見聴取部会では、措置の実施及びその実施中の処遇に対する児童の意見または意向に関する調査に関して審議をいたしますので、児童福祉・権利擁護に関する知識・経験を有する委員を指名させていただきます。「埼玉県児童福祉審議会 意見聴取部会所属委員（案）」に記載した5名を意見聴取部会に属する委員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ◎ 認可部会所属委員の決定

## ○ 田口委員長

続きまして、認可部会の委員の決定を行います。本審議会には「幼保連携型認定こども園や保育所の認可」などについての審議を行う認可部会を設置することとなっております。また、規則第7条第2項により「部会に属する委員は委員長が指名する」とされております。

ここで事務局から認可部会委員（案）を画面上に表示しますので御覧ください。

[ 事務局から認可部会委員（案）を表示 ]

## ○ 田口委員長

認可部会では、幼保連携型認定こども園や保育所の認可に関する事項について審議いたしますので、幼児教育・保育に関する知識・経験を有する委員を指名させていただきます。「埼玉県児童福祉審議会 認可部会所属委員（案）」に記載した5名を認可部会に属する委員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ◎ 審議事項（2）児童養護部会の審議経過について

## ○ 田口委員長

次に、次第の5（2）、児童養護部会の審議経過について、事務局より御報告をお願いします。

## ○ 多久島こども安全課長

こども安全課長の多久島でございます。児童養護部会における審議結果を御報告申し上げます。

児童養護部会における審議結果につきましては、前回の児童福祉審議会、令和6年度第3回児童養護部会までの審議結果を御報告しております。本日は、前回以降に開催されました、令和6年度第4回から第7回の児童養護部会の結果を御報告いたします。

児童養護部会では、里親の認定に関する事項、それから児童相談所の採る措置に関する事項、それから被措置児童虐待事案等について調査審議を行っております。これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とするこ

ととされておりまして、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

なお、児童養護部会の審議につきましては、児童それから里親希望者などの個人情報等を取り扱うものですから非公開で行っておりますので、本日の報告につきましては、個人情報を含まない形での報告となりますので御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、資料2を御覧ください。初めに、1 里親の認定に関する審議、について御報告をいたします。これは、里親となることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。(1) 開催及び審議状況のとおり、令和6年度第4回から第7回の児童養護部会において里親となることを希望する延べ42世帯について御審議いただきました。そのうち40世帯について、里親として認定することが適当、との答申をいただいております。次に(2) 認定・登録者等の状況でございますが、まずアの種別を御覧ください。里親の種類といたしましては、保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を養育する「養育里親」、それから養育里親のうち特に被虐待児、非行児又は障害児を養育する「専門里親」、それから養子縁組により養親となることを希望する「養子縁組里親」、児童の両親が死亡、行方不明、拘禁、入院などの事情により養育できない場合に扶養義務のある親族が養育する「親族里親」の以上4種類でございます。重複して登録することも可能でございます。

里親として認定することが適当との答申をいただいた40世帯のうち、養育里親のみへ登録された世帯が10世帯、うち専門里親への登録が1世帯になります。また、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が29世帯。それから親族里親への登録が1世帯となっております。

次にイの職業別、ウの年齢別の内訳につきましては、こちらの資料のとおりでございます。里親の認定に関する審議については以上でございます。

続きまして、2 児童相談所の採る措置に関する審議、について御報告いたします。これは、児童相談所が児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合など、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。

ここで、資料の修正がございます。令和6年度第7回におきまして、諮問件数6件となっておりますが、うち1件が保護者の同意が取れたことにより取り下げという扱いとなりましたので、5件に修正させていただきます。併せて、合計件数につきましても、17件となっているところを16件という形に修正させていただきます。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

御審議いただきました16件全てについて、児童相談所の方針どおり施設入所等の措置を採ることが適当であると答申をいただきました。

続きまして、3 被措置児童等虐待事案の報告、について御報告いたします。こちらも前回報告以降、児童相談所が措置した児童について、被措置児童等虐待に係る通告等のあった7件について事実確認を行いまして、その結果を児童養護部会に報告いたしました。そのうち6件を被措置児童等虐待と認め、1件は被措置児童等虐待とは認められない事案でございました。

私からは以上でございます。

## ○ 田口委員長

御説明ありがとうございました。

ここで御質問を受けるところですが、ただいま浦松委員が会議に入室していただきました。改選後初めての審議会でございますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○ 浦松委員

はじめまして、浦松晶と申します。今回初めて公募委員となりました。立教大学の大学院で修士二年をしております。初めての経験ですが、審議会の力になればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

それでは会議に戻りまして、ただいまの御報告につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

保角委員、お願いします。

○ 保角委員

報告の中の「職業別、年齢別」の表について、里親を里父、里母と分類してあります。現在、男性同士、また女性同士というカップルであったり、姉妹であったり、そのような里親さんも散見されます。この表記について、今どうこうしてもらいたいということではないですが、他に適切な記載の方法があるのではないかと思います、お考えをお聞きしたいです。

○ 多久島こども安全課長

御質問ありがとうございます。保角委員のおっしゃるとおり、父と母という夫婦に限らず里親にはなれますので、今回の報告においても資料の欄外に記載しておりますとおり、実は「登録のあった里親のうち1世帯は女性同士」でありました。表の便宜上、その里親については一方を里父、もう一方を里母として掲載し人数の方を織り込ませていただいています。この審議を行ったときも議論がありましたので、統計の仕方、集計の方法については後日検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

○ 保角委員

ありがとうございます。

○ 田口委員長

資料の中でも、下の方に小さく※で注釈が書いてございました。今後、いろんな社会的な動きの中で、どういう表現が適当か考えていきたいなというふうに思っております。

他の方は、御質問はいかがでしょうか。御質問ございませんので、次に進ませていただきます。

◎ 審議事項（3）意見聴取部会審議経過について

○ 田口委員長

次に、次第の5（3）、意見聴取部会の審議経過について、事務局より御報告をお願いします。

○ 多久島こども安全課長

はい、引き続き、こども安全課長の多久島でございます。意見聴取部会における審議結果を御報告申し上げます。

意見聴取部会は、児童福祉法第27条第1項第3号による措置や同法第33条第1項により一時保護されている児童が措置または措置中の処遇に対する意見・意向を申し立てた場合に調査審議することとされております。こちらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の

規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

また、意見聴取部会の審議は、申立児童の個人情報等を扱うものですから非公開で行っております。このため、本日の報告につきましては、個人情報を含まない形での報告となりますので御了承くださいようお願いいたします。

それでは、資料3を御覧ください。1 申立てに関する審議の(1)開催及び審議状況についてでございます。令和7年度第1回の意見聴取部会を5月23日に開催し、申立件数は1件でございます。次に(2)申立てについてです。内容は、児童本人の措置にかかるものでございまして、(3)意見具申につきましては「なし」でございます。なお、個人情報の関係で内容はお伝えできませんが、今回申し立て本人から申し立てがあった件は、すでに解決しておりますことを申し添えます。

意見聴取部会における審議結果報告は、以上でございます。

#### ○ 田口委員長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、次に進ませていただきます。

#### ◎ 審議事項(4)認可部会の審議経過について

#### ○ 田口委員長

次に、5(4)認可部会の審議経過について、事務局より報告をお願いします。

#### ○ 山崎こども支援課長

こども支援課長の山崎です。私のほうから、令和6年度の認可部会の審議結果について御説明させていただきます。

資料4-1 認可部会審議結果報告を御覧ください。認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議検討を非公開で行っております。1 開催及び審議状況について、表の下の方、令和6年度の欄でございますが、認可部会は例年、年に2回開催しております。令和6年度第1回の部会で7施設、第2回の部会で6施設の合計13施設について御審議をいただき、いずれも認可は適当であるとの答申をいただいたところでございます。

2 施設類型別内訳についてですが、令和6年度はこの13施設の内訳が、保育所が10施設、幼保連携型認定こども園が3施設となっております。

令和7年度は、すでに第1回の認可部会を5月にオンラインにより開催いたしました。第2回は、令和8年2月にオンラインにより開催を予定しております。

以上で認可部会の審議結果についての御説明を終了させていただきます。

#### ○ 田口委員長

ただいまの報告につきまして、御質問ございましたらお願いいたします。皆さんよろしいでしょうか。

#### ◎ 閉会

#### ○ 田口委員長

今回は部会からの報告が中心でしたが、皆さんの御協力を受けまして、これもちまして、本日の審議につきましては終わらせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

○ 司会

皆様、本日は長時間にわたり御審議いただき、大変ありがとうございました。

次回の審議会については、8月から9月ごろを予定しております。日程については後日、事務局から改めて御連絡をさせていただきます。

以上で令和7年度第1回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委員長 田口 伸

署名委員  
委員 柴崎 玲子

委員 横溝 英明